

# 高知県アーチェリー協会規約

## 第1章 総 則

(名 称)

- 第1条 本会は、高知県アーチェリー協会（以下、本会）と称し、事務局を高知県高知市におく。  
2 事務局所在地は、理事長・事務局長他主たる業務執行者の協議により都度決定する。

(目 的)

- 第2条 本会は、高知県アーチェリー愛好者を統括する機関であり、高知県内においてアーチェリー競技の健全な普及発展と会員相互の親睦を図り、以ってスポーツを通じて国際親善に寄与することを目的とする。

(事 業)

- 第3条 本会は、前条の目的を達するために次の事業を行う。  
1 加盟団体及び本会会員の管理・管轄  
2 高知県下の競技会（ターゲット及びフィールド、インドア）の開催並びに後援、及び安全指導  
3 アーチェリーの研究普及講習会の実施並びに後援  
4 関連団体相互の連絡  
5 その他、本会の目的達成に必要な事業

(事業年度)

- 第4条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第2章 構 成 員

(構成員)

- 第5条 本会は、本会の事業に賛同する個人をもって構成する。  
2 別途事務会計規定に定めるところによる会費の支払いをもって、本会の構成員とする。

(構成員の権利)

- 第6条 本会への加入をもって、全日本アーチェリー連盟（以下、全ア連）の会員資格を付与する。本会事務局は、各構成員の全ア連登録他必要な事務手続きを滞りなく執行する義務を有する。  
2 本会の構成員は、構成員同士の協議によって新たに競技団体を発足することができる。

(構成員の義務)

- 第7条 本会の構成員は、本会開催の競技会他事業運営に協力する義務を負う。  
2 本会及び本会会員は、全ア連及び別途定める安全管理規則に従い、本会活動並びに主管アーチェリー競技場の安全管理に努める義務を負う。

(本会への加入)

- 第8条 本会への加入を希望する者は、本会事務局へ入会の旨を伝達し、別途事務会計規定に定める年会費を本会事務局へ支払うことにより加入手続きが完了したとみなす。  
2 加入手続きに際して、氏名・住所他個人情報の開示を求められた場合は応じなければならない。

(本会からの退会)

- 第9条 本会からの退会を希望する場合は、本会事務局へその旨を伝えることにより退会手続きとみなす。
- 2 退会までに支払った金銭の返却は、退会事由を問わず一切認めない。

(除名)

- 第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。
- 1 本協会の目的および規約に反する行為を繰り返した。
  - 2 反社会的行為によって、本協会の名誉を著しく傷つけた。
  - 3 特別な理由が無く年会費を3年続けて未納である。
  - 4 その他除名すべき正当な事由がある。

### 第3章 役員

(役員)

第11条 本会に次の役員をおく。

会長	1名	副会長	1名
理事長	1名	副理事長	1名
事務局長	1名		

(役員を選任)

第12条 役員は総会での推挙により選出する。

(役員の仕事)

第13条 役員の仕事は次のとおりとする。

- 1 会長は本会を代表して会務を統括し、会務について一切の責任を負う。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故のある時は職務を代行する。
- 3 理事長は会務の執行にあたる。
- 4 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故のある時はその職務を代行する。
- 5 事務局長は会の事務を担当する。

(役員の任期)

第14条 役員の任期は1カ年とし再任を妨げない。補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員を解任)

第15条 役員に著しく不相当であると認められる事案のある時は総会の決議をもって役員を解任することができる。

(名誉会長、顧問、参加、専門委員会)

第16条 本会に名誉会長、顧問、参加をおくことができる。

- 1 名誉会長、顧問、参加は総会の議を経て会長が委嘱する。
- 2 顧問は重要事項につき諮問に応ずる。
- 3 参加は会議に出席して意見を述べるができる。ただし、議決権は有しない。
- 4 本会の業務を円滑に遂行するため、必要に応じて専門委員会を設けることができる。

## 第4章 理 事

### (理事)

- 第17条 本会の理事は本会役員会により作成された議題に基づき、通常総会の決議により選任する。
- 2 理事の任期は1カ年とし再任を妨げない。
  - 3 理事に著しく不適當であると認められる事案のある時は総会の決議をもって理事を解任することができる。補欠理事の任期は、前任者の残任期間とする。

### (副事務局長・会計)

- 第18条 本会の円滑な運営の為、理事の任にある者から以下の職を設置する。
- 副事務局長 1 名            会 計 1 名
- 2 副事務局長は事務局長を補佐し、事務局長に事故のある時はその職務を代行する。
  - 3 会計は会の経理を担当する。

### (監事)

- 第19条 本会の会計監査の為、監事を設置する。
- 監事 2 名 以内
- 2 監事は本会の会計を監査する。
  - 3 監事の任期は1カ年とし再任を妨げない。
  - 4 監事に著しく不適當であると認められる事案のある時は総会の決議をもって監事を解任することができる。補欠人員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 第5章 会 議

### (会議)

- 第20条 本会の会議は役員会、通常総会、臨時総会とする。
- 2 役員会は通常総会、臨時総会に先立って、議題をとりまとめる。
  - 3 通常総会は毎年3月に開催する。ただし、事業運営上の制約等により3月以前に開催する場合は、これを妨げない。
  - 4 臨時総会は必要に応じてこれを開く。

### (通常総会)

- 第21条 本会の通常総会は、すべての役員および理事をもって構成する。
- 2 本会の通常総会は、会長の招集に基づいて行う。
  - 3 本会の通常総会の議題は、通常総会に先立って役員会にてとりまとめる。
  - 4 本会の通常総会の議長は理事長が行う。但し、理事長の出席が出来ない場合は通常総会の参加者から選出する。
  - 5 総会の決議は、法令又はこの規約に別に定めがある場合を除き、役員および理事の過半数が出席し、出席者の過半数の認可をもって成立する。
  - 6 委任状の提出をもって出席とすることができる。委任状は紙媒体に限らず、電子的記録により提出することができる。

(決議事項)

第22条 次の事項は、総会の決議を得なければならない。

- 1 予算及び決算
- 2 事業計画
- 3 理事及び事務局長、会計、監事の選任
- 4 規約の制定及び改正
- 5 会費額の決定
- 6 会員の賞罰
- 7 その他重大な議決事項

(議事録)

第23条 総会の議事については、事務局が議事録を作成する。

## 第6章 事務会計規定

(事務会計)

第24条 事務会計規定は別途これを定める。

## 第7章 競技会

(競技会)

第25条 本会は総会において決議された事業計画に基づき、競技会を開催する。

- 2 競技会開催に当たっては、本規約及び全ア連制定の競技規則に則る。

(競技会運営)

第26条 競技会の運営管理に際しては、本会事務局の指揮のもと本会会員の助力により運営する。

- 2 競技会の運営管理は、全ア連規約並びに本会安全管理規則に則り遂行する。

(開催通知)

第27条 本会事務局は、競技会に際しては、競技会の2週間前までに本会会員へ日程・規則他必要事項を通知し、参加を募る。

(参加資格)

第28条 競技会参加の資格は、安全管理規則に定める射場利用資格を準用する。

(参加費)

第29条 競技会参加に当たっては、別途事務会計規定にて定める参加費を収める。

- 2 支払は競技会当日の現金払いを原則とし、要請のある場合に限り領収証を発行する。
- 3 棄権した場合の返金は一切認めない。

(記録の管理)

第30条 競技会で記録された成績は本会事務局が管理し、全ア連他然るべき団体へこれを送付する。

(その他)

第31条 その他競技会における安全管理に関する規定は別途安全管理規則により定める。

## 第8章 その他

(改定の効力)

第32条 本規約に改定のあった時のその効力は、その改定内容につき総会ないし臨時総会の決議のあった時より生じる。

(高知県スポーツ協会加盟団体役員)

第33条 高知県スポーツ協会加盟団体役員名簿に記載する役員で、当協会役員に記載のないものを記載する場合は役員及び理事より選出する。

## 第9章 附 則

附 則 本規約は平成24年4月1日から適用する。  
平成25年3月2日一部改正  
平成30年9月17日一部改正  
令和3年3月6日一部改正  
令和5年3月18日一部改正  
令和6年5月12日改正